山口県規則第四十六号

山口県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する

平成二十二年九月十四日

山口県知事

=

井

関

成

氏名又は名称

株式会社リライフ

申請者の氏名又は名称及び住所

工場又は事業場の名称及び所在地

所

下松市東海岸通り一八番地の一

名称

株式会社リライフ

うに改正する。

山口県公害防止条例施行規則 (昭和四十八年山口県規則第四十六号)の一部を次のよ

山口県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

Щ

П

特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (県民生活課)

契約の締結 (医務保険課).....

大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出 (商政課) ...

保安林予定森林 (美祢市) (森林整備課).....

(農村整備課)土木関係建設コンサルタント業務共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査 (二件)

瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要

(環境政策課)

: : : 五

: =

山口県告示第三百二十五号

. . 五 : : 五

వ్త

づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示す

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第八条第一項の規定に基

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基

平成二十二年九月十四日から同年十月四

衆の縦覧に供する。

平成二十二年九月十四日

山口県知事

_ 井 関 成 日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び下松市生活環境部環境推進課において公

づく事前評価に関する事項を記載した書面は、

山口県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則 (環境政策課)...

目

次

○○九七」を「規格K○○八三」に改める。

則

この規則は、公布の日から施行する。

K○○九七」を「規格K○○八三」に改め、同表三の項中「準ずるか、又は規格B七九

格K○○九七」を「規格K○○八三」に改め、別表第十四の一の②の表二の項中「規格 酸第二水銀法」を削り、同表六の項中「のうち吸光光度法」を削り、同表七の項中「規

五五の自動計測器で定量する方法による」を「準ずる」に改め、同表六の項中「規格K

中「規格K〇〇九七」を「規格K〇〇八三」に改め、同表五の項中「のうちチオシアン

別表第十四の一の①の表一の項第二号中「又は規格2八七六三」を削り、同表三の項

9月14日 (火曜日)

平成 22 年

別表第八の1の一の③の表の備考4及び別表第九の備考5中「のうち硝酸銀法」を削

特定施設の種類

Ξ

水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第七十一号の四

下松市東海岸通り二二番地

五

排出水の汚染状態の値及び排出水の量

排

水

П

項 目

水素イオン濃度 最

出

の

染

状

態

の

値

排出水の一日当たりの量(㎡)

通

通

通 浮 遊 常 物

通 窒

常

通

常

最

最 (mg ふ / クラック 大)

通

常 最

最mg

. ℓ 素

通 常 最 大 (ミノル) (ミノル)

Щ

報

兀 年政令第三百号)第七条第一号、第三号から第六号まで、第八号又は第十一号に掲げ の産業廃棄物処理施設のうち廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六 る施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者が設置するもの 変更しようとする事項の内容

更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。 特定施設の使用の方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変

排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

						里	に汚水等の景	の値並びに	5等の汚染状態	処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量	る処理前点	設によ	(二) 処理 施
)のをいう。	が設置するも	乗物処理業者が		地方公共団は	こ、国若しくはい	で、第八号又は第十一号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者が設置するものをいう。	第十一号に	八号又は	で、第:
でから第六号ま	第七十一号の四の産業廃棄物処理施設のうち廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第一号、第三号から第六号ま	律施行令第一	帰に関する法律	の処理及び清	うち廃棄物	素物処理施設の	四の産業廃棄	七十一号の	_	水質汚濁防止法施行令別表第	・七一の四-イ」とは、	一の四一、	備考「七
"	"	"	11	"	"	"	"	"	11	"	俊	変更後	- 0 2
四五〇	四三三	_	○ =	四〇	_ _ _	六〇	_ _ _	ΞΟ	_ _ _ _	七九₹五	月リ	変 更 前	に の 回 一 イ
最大	通常	東	通常最	最大	通常	最大温	通常	大	通常最	常最大	通		
たりの量(m)	汚水等の一 日当たりの量 (m)	(mg / ℓ)	燐 %	(mg / ℓ)素	窒	(mg / / 量	浮遊物	mg要 /求 ℓ)量	化学的酸素要求量	素 イ オ ン 濃 度	水	項 目	種類
33	5		値	Ø	1/2 態	染状	汚	0	水等	汚			

	打 ス タ 五 方		種								
		也 殳			類						
1	処 理 後	ý Đ Î	近 里 前		項						
変更後	変更前	変更後	変更前		目						
				通常	水 素 (イ						
"	"	"	七	市最	、 水オ 素ン	汚					
"	"	"	九≀五	大	水素指数)						
				通	侊	水					
"	八・七	"	=	常	化学的酸素要:						
			_	最	で Mg 大要	等					
"	"	"	Ξ	大	/ 萃 / 求)量						
				通	浮	の					
		"	=	常	遊						
"	八		_=_	最	〜物 ^{mg} /質	汚					
"	=	"	六〇	大	/貝 ^ℓ 量	染	-				
				通	窒	~					
"	八	"	Ξ	常	_	状					
				最	mg /	1/1					
"	"	"	四〇	大	10 1	能					
"		"	回() () ()	通		75.					
"	0 .	") <u>:</u>	常	וו אנה	の					
			#	力等ん mg							
"	"	"	_	大最	$\left \stackrel{\prime}{\ell} \right $	値					
	0		0	最	(mgふ /っ /素	.=					
	// ○ - 五	_ _ · 四	〇 <u>二</u> 九	大	/ つ ℓ素)						
			, ,	通	汚水	<u></u>					
"	"	,,	,,	,,	,,	,,	മ		等 の	Ē)	
			四三三	常		í					
				最	たり)					
"	"	"	四五〇	大	汚水等の一日当たりの量 (m)	3 1					

No.	. 2	No. 1					
į.	lŧ.	排					
7.	k	7.	k				
変更後	変更前	変更後	変更前				
"	七・三六	<i>II</i>	t				
"	八 六 · · · - ≀ -	<i>II</i>	九≀五				
"	-0	"	八・七				
"	"	"	=O				
"	三四四	"	八				
"		"	Ξ_Ο				
"	<u> </u>	"	_ 八				
"	"	"	四〇				
"	_	"	0 .				
"	-0	<i>II</i>					
"	検出せず	— — · 四	〇 <u>-</u> 五				
"	五・三	"	四三四				
"	九 · 三	11	四五三・六				

山口県告示第三百二十六号

(定期)

規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時 り、危険ため池等に係る浸水予測区域の調査及び図面の作成 (第一工区) の契約に係る 般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格 (以下「経営 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の五第一項の規定によ 方法等について次のとおり定めた。

平成二十二年九月十四日

県

山口県知事 = 井 関 成

島郡周防大島町 危険ため池等に係る浸水予測区域の調査及び図面の作成 (第一工区) 履行場所山口市、萩市、 熊毛郡田布施町及び平生町並びに阿武郡阿武町内 防府市、下松市、 岩国市、光市、 柳井市、 周南市、 大

業務の概要

Щ

П

式		面の作成 シミュレーション	区域の調査及び図系列を考慮した数	法を用いた浸水予測ップ作成のための時	による浸水予測手ため池八ザー ドマ
量	数	容	内	務	業

経営規模等入札参加資格

構成するものに限る。)とする。 入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体 (三者で

- رع 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者である
- 示(平成二十年山口県告示第五百八十九号。以下「告示」という。) 二の①の規 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告

加資格」という。)が土木関係建設コンサルタント業務の認定を受けているこ 定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格(以下「競争入札参

- 2 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号)第十条の三に規定する測量業者であ
- ること

3

出資比率が二十パーセント以上であること

- 共同企業体の代表者が次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
- 2 競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。
- 総合点数が二百七十点を超えていること。 結果の通知を行ったもののうち直近のものの土木関係建設コンサルタント業務の 告示二の〇に規定する審査で平成二十二年九月十三日までに山口県知事がその
- 経営規模等入札参加資格の審査

Ξ

共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、 告示四の一に規定する共

同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」とい

う。) を提出しなければならない

- 共同企業体協定書の写し
- 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
- 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し

3

申請書等の提出方法

よるものは、受け付けない。 申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信に

申請書等の提出場所

山口県山口農林事務所 山口市神田町六番一〇号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

報

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法 平成二十二年九月十四日から同月三十日までの午前九時から午後四時三十分まで

平成二十二年十月十九日までに発送する。 経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を

兀

九一)にすること。 この審査についての問合せは、 山口県山口農林事務所 (電話〇八三-九二二-五三

山口県告示第三百二十七号

規模等入札参加資格」という。) 並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時 り、危険ため池等に係る浸水予測区域の調査及び図面の作成 (第二工区) の契約に係る 一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の五第一項の規定によ 方法等について次のとおり定めた。

平成二十二年九月十四日

山口県知事 井 関 成

危険ため池等に係る浸水予測区域の調査及び図面の作成 (第二工区)

履行場所
下関市、宇部市、長門市、美祢市及び山陽小野田市内

$(\underline{})$ 業務の概要

П

Щ

にた	
よる浸水予測手法を	業
用いた浸水予測作成のための時	務
区域の調査及び図面系列を考慮した数値	内
[の作成]シミュレーション	容
	数
式	量

経営規模等入札参加資格

構成するものに限る。)とする。 入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体 (三者で

- 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者である
- 加資格」という。) が土木関係建設コンサルタント業務の認定を受けているこ 定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格(以下「競争入札参 示 (平成二十年山口県告示第五百八十九号。以下「告示」という。) 二の○の規 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告

ځ

- 2 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第十条の三に規定する測量業者であ ること。
- 3 出資比率が二十パーセント以上であること。
- 共同企業体の代表者が次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
- 2 結果の通知を行ったもののうち直近のものの土木関係建設コンサルタント業務の 告示二の□に規定する審査で平成二十二年九月十三日までに山口県知事がその 競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。
- 総合点数が二百七十点を超えていること。
- 経営規模等入札参加資格の審査
- 同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」とい 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等 経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、 告示四の一に規定する共
- う。)を提出しなければならない 共同企業体協定書の写し
- 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
- 3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
- 申請書等の提出方法

よるものは、受け付けない。 申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信に

- 申請書等の提出場所
- (四) 申請書等の提出期間及び時間
 - 山口県下関農林事務所 下関市豊田町大字殿敷一八九二

(五)

平成二十二年九月十四日から同月三十日までの午前九時から午後四時三十分まで

- 平成二十二年十月十九日までに発送する。 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法 経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を
- 兀

一三)にすること。 この審査についての問合せは、山口県下関農林事務所 (電話〇八三-七六七-〇〇

山口県告示第三百二十八号

安林を次のように指定する予定である 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、

平成二十二年九月十四日

山口県知事 = 井 関 成

保安林予定森林の所在場所

町上字相ノ山一七六四の一、一七六四の四 美祢市美東町絵堂字千鳥原八〇一、字吉ケ峪一〇六一、一七六一、一七六二、於福

指定の目的

指定施業要件 水源のかん養

立木の伐採の方法

六四の一・一七六四の四(以上四筆について次の図に示す部分に限る。 次の森林については、主伐は、択伐とする。 美祢市美東町絵堂字千鳥原八〇一・字吉ケ峪一〇六一・於福町上字相ノ山一七

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 伐期齢以上のものとする 主伐として伐採をすることができる立木は、 美祢市森林整備計画で定める標準

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

П

立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

Щ

産部森林整備課及び美祢市建設経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。 次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水



(二九五)特定非営利活動法人の設立の認証の申請

り特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第十条第一項の規定により、次のとお

覧に供します。 月一日までの間 同項第一号、第二号イ、第五号、 山口県環境生活部県民生活課及び山口県萩県民局において公衆の縦 第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十二年十

平成二十二年九月十四日

山口県知事 井 関 成

申請のあった年月日

保

平成二十二年九月一日

申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 NP〇萩みんなの図書館

代 表 者 の 氏 名

主たる事務所の所在地 萩市大字江向五五二番地の二

Ξ 定款に記載された目的

がら、「市民の暮らしに役立つ図書館づくり」に寄与すること。 シップ)」の立場で萩市の図書館の運営に参画し、市民とともに読み・考え・働きな もに育っていく、暮らしの中の図書館」をキーワードに、行政と「協働 (パートナー 「まちづくりは人づくり、 人づくりは図書館から」、「萩を拓 (ひら) き市民とと

(二九六) 契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

平成二十二年九月十四日

山口県知事

井

関

成

健康福祉部医務保険課 山口市滝町 番 묵 事務を担当する課の名称及び所在地

契約に係る特定役務の名称及び数量

地方独立行政法人山口県立病院機構財務会計・人事給与システム構築業務 一式

契約の相手方を決定した手続

Ξ

随意契約

契約の相手方を決定した日

兀

平成二十二年八月二十日

五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地

株式会社ニッセイコム
東京都品川区大井一丁目四七番一号

六 契約金額

三千二百二万五千円

七 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成七年政令

जर जर	平成22年	9 月 <i>14</i> 日 火曜日		山	П	県	報	(定期)	第 21	91 号
平成二十二年九月十四日発行 化一类 化二十二二年九月十四日印刷 光 行 所 山口 県 庁	所在地 山口市小郡下郷二二七三の一名 称 アルク小郡店 大規模小売店舗の名称及び所在地	平成二十三年五月一日	駐車場の収容台数 三〇九台 二四四台	変更に係る事項 変 更 前 変 更 後	三 変更に係る事項の概要 株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六 田中 康男 株式会社丸久 ほん 住	出者の名称及び住所並びに代表者の氏名在地 山口市小郡下郷二二七三の一称 アルク小郡店 規模小売店舗の名称及び所在地	40 平成二十二年九月十四日 40 山口県知事 二 井 関 成	部商工振興課及び山口市小郡総合支所において公衆の縦覧に供します。から平成二十三年一月十四日までの間、山口県商工労働部商政課並びに山口市経済産業から平成二十三年一月十四日までの間、山口県商工労働部商政課並びに山口市経済産業とおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次の大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次の	(二九七) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出	山口県知事 二井 関成八 契約担当者 第三百七十二号)第十条第一項第一号に該当するため
								五 変更年月日 平成二十三年五月一日		三 変更に系る事頁 株式会社丸久 称 住名 お の名称及び住所並びに代表ニ 届出者の名称及び住所並びに代表

1の名称及び住所並びに代表者の氏名

称 住

防府市大字江泊一九三六

所

代表者の氏名

田中 康男